

○さつま町環境美化条例施行規則

平成17年3月22日

規則第88号

改正 平成28年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、さつま町環境美化条例(平成17年さつま町条例第120号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第9条第3項の回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、かつ、空き缶等飲食料容器を回収するために容易な位置とする。

(環境美化の日)

第3条 条例第11条の規定による環境美化の日は、7月の第3日曜日とする。

(環境美化推進員の委嘱等)

第4条 条例第12条の規定による環境美化推進員については、町長が別に委嘱するものとする。

(改善勧告)

第5条 条例第15条の規定による改善勧告は、文書又は口頭により行うものとする。

(改善命令)

第6条 条例第16条の規定による改善命令は、改善措置命令書(別記様式)により行うものとする。

2 条例第16条の規定による改善措置を求める期限は、前項の文書を発した日から起算して10日以内とする。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、その期限を短縮し、又は延長することができる。

(公表)

第7条 条例第17条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を町長が定める掲示場に掲示するものとする。

- (1) 違反者の氏名及び住所
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反の内容
- (4) 改善命令の内容
- (5) 弁明の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(告知及び弁明の機会の付与)

第8条 条例第17条第2項の規定により、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるときは、さつま町行政手続条例(平成17年さつま町条例第14号)第27条から第29条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の宮之城町環境美化条例施行規則(平成15年宮之城町規則第17号)又は鶴田町環境美化条例施行規則(平成15年鶴田町規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

改善措置命令書

第 号
年 月 日

様

さつま町長



さつま町環境美化条例第16条の規定により、下記のとおり[]
を適正に改善措置することを命じます。

記

違反の行為	
改善措置要領	
改善期限	年 月 日

- 1 この命令に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3月以内にさつま町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 正当な理由がなくこの命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することがあります。

別記様式(第6条関係)